

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

東京都は、本日付で産業廃棄物処理業者6者に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、下記のとおり許可取消しの行政処分を行いましたのでお知らせします。

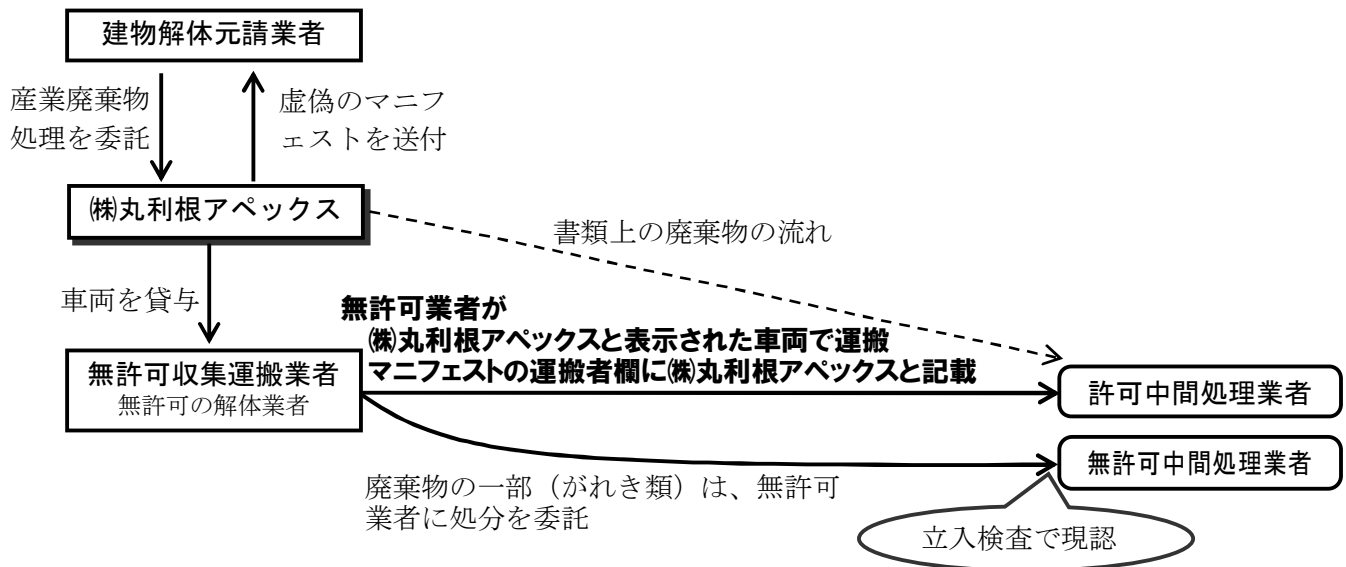
本件は、東京都重点事業の一つとして、平成19年度から開始した「建物解体工事現場への立入指導事業」の中で、都内の建物解体工事で発生しがれき類を埼玉県内の無許可営業の中間処理施設に搬入し破碎処理している事実を現認したことを端緒として、違反行為が判明したものです。

記

- | | |
|-------|--|
| 1 名称 | 株式会社 丸利根アペックス（まるとねあぺっくす） |
| 代表者氏名 | 門田 康一 |
| 住所 | 東京都三鷹市深大寺二丁目40番3号 |
| 許可の種類 | (1) 産業廃棄物収集運搬業（許可番号：第13-00-020665号）
(2) 産業廃棄物処分業（許可番号：第13-20-020665号）
(3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業（許可番号：第13-50-020665号）
(4) 産業廃棄物処理施設（紙くず等焼却）設置（許可番号：第140号）
(5) 産業廃棄物処理施設（がれき類等破碎）設置（許可番号：第52014号） |
| 処分内容 | (1)～(5)の許可の取消し |

違反行為の内容

（株）丸利根アペックスは、他人に、自社の産業廃棄物収集運搬車両を貸与し、また、運搬の受託者欄に自社の名義が記載されたマニフェストを利用させるなどして、外形上許可を得た者としての体裁を整えさせて、産業廃棄物の収集運搬を業として行わせました。（法14条の3の3違反 名義貸しの禁止違反）



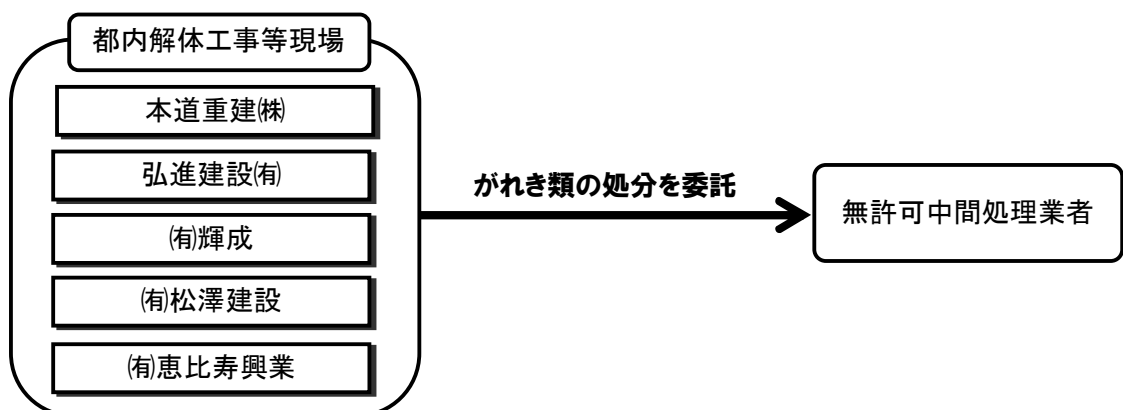
問
い
合
わ
せ
先

環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課
電話 03(5388)3446

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 2 | 名称 | 本道重建 株式会社（ほんどうじゅうけん） |
| | 代表者氏名 | 坂本 茂喜 |
| | 住所 | 東京都練馬区大泉学園町八丁目 2 8 番 6 号 |
| | 許可の種類 | 産業廃棄物収集運搬業（許可番号：第 13-00-010357 号） |
| | 処分内容 | 産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し |
| 3 | 名称 | 弘進建設 有限会社（こうしんけんせつ） |
| | 代表者氏名 | 細沼 正 |
| | 住所 | 埼玉県朝霞市根岸台一丁目 1 番 7 5 号 |
| | 許可の種類 | 産業廃棄物収集運搬業（許可番号：第 13-00-075199 号） |
| | 処分内容 | 産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し |
| 4 | 名称 | 有限会社 輝成（こうせい） |
| | 代表者氏名 | 岡田 光盛 |
| | 住所 | 東京都板橋区赤塚五丁目 2 7 番 1 8 号 |
| | 許可の種類 | 産業廃棄物収集運搬業（許可番号：第 13-00-114319 号） |
| | 処分内容 | 産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し |
| 5 | 名称 | 有限会社 松澤建設（まつざわけんせつ） |
| | 代表者氏名 | 松澤 章 |
| | 住所 | 東京都板橋区蓮根一丁目 2 9 番 1 2 号 |
| | 許可の種類 | 産業廃棄物収集運搬業（許可番号：第 13-00-112210 号） |
| | 処分内容 | 産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し |
| 6 | 名称 | 有限会社 恵比寿興業（えびすこうぎょう） |
| | 代表者氏名 | 石井 武 |
| | 住所 | 埼玉県朝霞市根岸台一丁目 1 1 番 4 7 - 3 1 2 号 |
| | 許可の種類 | 産業廃棄物収集運搬業（許可番号：第 13-00-137109 号） |
| | 処分内容 | 産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し |

違反行為の内容

上記 2 ～ 6 の事業者は、都内において行った建物解体工事等に伴い発生したがれき類（コンクリートの破片）の処分を、埼玉県内の無許可営業の中間処理施設に委託しました。（法第 1 2 条第 3 項違反 無許可業者への委託）



以上